

徳島県消防広域化推進計画 （改定案）

平成 3 1 年〇月

徳 島 県

目 次

第 1 章 市町村の消防広域化の推進に関する基本的な事項	1
1 近年の消防を取り巻く環境等と市町村の消防広域化の必要性について	1
2 消防の広域化の推進に関する国の動向	1
3 本県における消防広域化のこれまでの取組み	2
第 2 章 市町村の消防の現況及び将来の見通し	3
1 市町村の消防の現況	3
2 消防需要の動向	3
3 消防力の状況	4
4 消防の将来の見通し（10年後の消防体制の姿）	5
第 3 章 広域化対象市町村等の組合せ	6
1 広域化対象市町村の組合せ	6
2 連携・協力を含む広域化を検討する枠組み	6
3 連携・協力を含む広域化を推進する主な理由	9
4 連携・協力を含む広域化の検討に係る特記事項	9
第 4 章 市町村の消防広域化を推進するために必要な措置に関する事項	10
1 消防広域化についての情報提供、普及啓発	10
2 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等	10
3 推進計画の進捗管理	10
第 5 章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	11
1 広域化後の組織及び構成市町村等間の関係	11
2 広域化後の消防体制の整備	11
3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策	11
第 6 章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	12
1 消防団との連携の確保	12
2 市町村防災部局等との連携の確保	12

< 参考資料 >

1	市町村の消防常備化の経過	1 5
2	管内人口・将来人口予測・管内面積・消防職員数・消防団員数	1 6
3	県人口の推計（市町村別）	1 7
4	県人口の推計（各消防本部等別）	1 8
5	年齢別消防吏員数	1 9
6	消防力	2 0
7	通信指令センターの状況	2 1
8	消防本部の管轄人口 1 人当たりの決算額	2 2
9	市町村消防費の推移	2 3
10	平成 2 9 年度市町村消防費	2 4
11	消防機関の救急出動件数の推移	2 5
12	救急車現場到着平均所要時間の推移	2 6
13	消防機関の搬送人員の推移	2 7
14	搬送人員平均収容時間の推移	2 8

※ 別資料

・消防組織法	2 9
・市町村の消防の広域化に関する基本指針	3 7
・徳島県消防広域化推進計画検討委員会設置要綱	4 3

第 1 章 市町村の消防広域化の推進に関する基本的な事項

1 近年の消防を取り巻く環境等と市町村の消防広域化の必要性について

近年、消防の対応すべき事象は、火災や救急、風水害や大規模な地震等の自然災害のほか、複雑な構造の施設や多様な危険物を取り扱う事業所における災害、さらにはテロ災害、武力攻撃災害への備え等、著しく複雑化・多様化・高度化しています。

消防は、このような災害に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。しかしながら、消防本部管内人口 10 万人未満のいわゆる小規模消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財産運営面での厳しさが指摘されるなど、多くの課題を抱えています。

また、日本の総人口は、平成 17 年に戦後初めて減少に転じ、既に人口減少社会が到来しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 30 年 3 月）によると、本県では、概ね 10 年後である 2030 年には人口約 65 万人になると見込まれています。これにより消防本部は現在の管轄人口が減少し、現在の規模を維持することが難しくなりますが、管轄面積は変わらないため、相対的に消防力が低下すると考えられます。

さらに、高齢化の進行に伴い救急需要は年々増大しており、救急体制の更なる充実が求められています。

加えて、本県では南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震、頻発化・激甚化する土砂災害や大規模風水害への対応が喫緊の課題となっています。

こうした課題を克服するためには、効果的・効率的な消防の体制の整備を図り、広域化することにより、行政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であります。

2 消防の広域化の推進に関する国の動向

(1) 「消防組織法」の改正

平成 18 年 6 月 14 日に、消防組織法が改正され、新たに「第 4 章 市町村の消防の広域化（第 31 条～第 35 条）」が追加されました。

- ① 消防の広域化は、消防体制の整備及び確立を図るために行う（第 31 条）。
- ② 消防庁長官は、基本指針を定める（第 32 条）。
- ③ 都道府県は、消防広域化推進計画を定める（第 33 条）。
- ④ 広域化対象市町村は、広域消防運営計画を作成する（第 34 条）。
- ⑤ 国は、県及び市町村に対し、情報の提供その他の必要な援助を行う（第 35 条）。

(2)「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(平成18年7月12日消防庁告示)

- ① 消防広域化推進計画は遅くとも平成19年度中には定める。
- ② 広域化対象市町村は広域消防運営計画策定等を行い、県推進計画策定後5年度以内(平成24年度まで)を目途に広域化を実現する。
- ③ おおむね管轄人口30万人以上の規模を一つの目標に地域事情等を考慮する。
- ④ 消防団は広域化の対象としない。

○「市町村の消防の広域化に関する基本指針」一部改正

(平成25年4月1日消防庁告示)

- ① 広域化は対象市町村の組合せを検討する際には、30万人規模目標は必ずしもとられず、これらの地域の実情を十分に考慮する必要がある。
- ② 広域化重点地域を県が指定し、国・県の支援を集中的に実施する。
- ③ 広域化期限を5年延長し、平成30年4月1日とする。

○「市町村の消防の広域化に関する基本指針」一部改正

(平成30年4月1日消防庁告示)

- ① 広域化の推進期限を、平成36年4月1日まで6年延長する。
 - ・都道府県の推進計画の再策定(平成30年度末まで)
 - ・広域化の実践期間(平成31年度～平成35年度)
- ② これまでの取組みを振り返り、10年程度先の消防体制の姿を見通し、現実的な消防の広域化の推進方策について再検討を行う。

3 本県における消防広域化のこれまでの取組み

本県では、平成20年8月15日に「徳島県消防広域化推進計画」を策定し、

- ・住民サービスの向上
- ・人員配置の効率化と充実
- ・消防体制の基盤の強化

を図るため、消防広域化のスケールメリットが最も発揮できる「県内消防本部を1消防本部に統合すること」とし、広域化を推進してきました。

この結果、平成26年4月に、那賀町消防本部の設置に伴い、非常備地域であった3地域(旧上那賀町、旧木頭村、旧木沢村)の解消が図られました。

また、同年10月には、美馬市消防本部と美馬西部消防組合消防本部において、「通信指令センター」の共同運用が開始され、救急車の相互運用が行われるなど、住民サービスの向上が図られています。

今後も、こうした成果を踏まえ、さらに消防広域化を推進する必要があります。

第2章 市町村の消防の現況及び将来の見通し

1 市町村の消防の現況

(1) 県内消防本部の沿革及び現状

本県では、昭和23年3月の消防組織法の施行を受け、同年6月に徳島市に消防本部が設置されて以来、7月には小松島市、鳴門市が、その後、昭和40年には阿南市において、消防本部が設置され、県内4市の消防常備化が図られました。

また、町村においても、昭和43年の池田町以降、隣接する自治体に参加する組合消防化などにより、消防常備化が進みました。

その後、市町村合併等幾多の変遷を経て、現在、13消防本部（単独消防：6消防本部、一部事務組合又は広域連合：7消防本部）と3非常備町村となっています。

（P15 参考資料1「市町村の消防常備化の経過」参照）

(2) 管内人口及び管内面積

本県の消防本部の管内人口は、徳島市を除いた12消防本部が管内人口10万人未満の小規模消防本部です。そのうち、8消防本部が管内人口が5万人未満です。

消防本部の管内面積は、最大がみよし広域連合消防本部の844.0平方キロメートルで、最小は板野東部消防組合消防本部の39.3平方キロメートルです。300平方キロメートル未満が8消防本部あります。

（P16 参考資料2「管内人口・将来人口予測・管内面積・消防職員数・消防団員数」参照）

2 消防需要の動向

(1) 火災発生の状況

平成29年の出火件数は265件で、ここ10年間の平均出火件数は261.6件となっており、各年でバラツキはありますが、ほぼ横ばいとなっています。

(2) 救急出動の状況

本県の救急出動件数は毎年増加傾向にあり、平成29年は34,780件で、平成20年の27,786件と比べ約1.3倍となっています。1日平均で約95件、約15分に1回の割合で救急隊が出動していることになります。

救急出動件数を事故種別ごとにみてみますと、急病が最も多く21,010件で、全体の60.4%を占め、次いで一般負傷の5,239件で15.1%となっています。

また、救急車の現場到着時間は、平成29年は8.2分で、平成20年の7.7分と比べ0.5分遅くなっています。

高齢化の進行により、県内の救急需要は年々増加しています。

（P25 参考資料11「消防機関の救急出動件数の推移」参照）

（P26 参考資料12「救急車現場到着平均所要時間の推移」参照）

(3) 防火対象物及び危険物施設の推移

本県の防火対象物は、平成29年度末で19,654棟となっており、平成20年度末の27,551棟に比べ28.7%（7,897棟）減少しています。

一方で、建築物の大規模化等に伴い、消防用設備等も高度化されており、消防用設備等の設置、維持管理に関する指導等はますます重要になっています。

また、製造所、野外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、給油取扱所等の危険物施設は、平成20年度末3,427施設であったのが、平成29年度末2,886施設と15.8%（541施設）減少しておりますが、施設の大規模化や複雑化への対応が必要であります。さらに、タンクや埋設配管等の老朽化による危険物施設における漏油事故も懸念されています。加えて、地震や津波、洪水による危険物施設等の流出など、大規模災害への対応も課題となっています。

このため、予防関係、危険物関係において、専門知識を有する職員の養成や専任化が強く求められています。

3 消防力の状況

(1) 職員数及び吏員構成

職員が100人未満の消防本部が10消防本部あり、全国平均と比べ本県の職員数はかなり少ない状況となっています。

また、平均年齢は平成30年4月1日現在36.8歳となっており、平成20年4月1日時点の41.1歳と比較して4.3歳若年化しています。特に、50歳以上の消防吏員の割合は、36.1%から15.0%と大きく減少しています。これは、団塊の世代の消防吏員が大量に退職した結果であります。ベテラン職員が大量に退職したことから、今後、技術の伝承という点から消防力の低下が懸念されています。

(P16 参考資料2「管内人口・将来人口予測・管内面積・消防職員数・消防団員数」参照)

(P19 参考資料5「年齢別消防吏員数」参照)

(2) 消防車両の整備状況

消防用資機材については、各消防本部とも拡充に努力していますが、特に、特殊車両の整備については、資機材も含め高価であり大きな財政負担を伴います。使用頻度の問題もありますが、小規模消防本部では整備が進んでいない状況です。

(P20 参考資料6「消防力」参照)

(3) 通信指令センターの整備状況

通信指令センターについては、整備済みが8消防本部、未整備が5消防本部となっています。

通信指令センターの新設・更新については、特に予算面の制約があり、今後、市町村の財政状況が厳しくなる中、共同運用を行うなど、各消防本部の連携・協力が強く求められる課題であります。(P21 参考資料7「通信指令センターの状況」参照)

4 消防の将来の見通し（１０年後の消防体制の姿）

（１）市町村の人口の状況及び高齢化の見通し

本県の総人口は、平成２７年国勢調査で約７５．６万人であり、平成２２年国勢調査時（７８．５万人）より２．９万人減少しています。また、１５歳未満の年少人口割合は１１．７％であり、６５歳以上の老年人口割合は３１．０％となっています。平成２２年国勢調査時に比べ人口が増加しているのは、藍住町、北島町及び松茂町の３町となっています。

先にも述べましたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成３０年３月）によると、本県の２０３０年の推計人口は６５．１万人であり、平成２７年国勢調査時の７５．６万人から１０．５万人、率にして約１３．８％の減少となる見込みであります。平成２７年国勢調査時より人口が増加するのは、北島町及び藍住町となっています。

また、年少人口や生産年齢人口（１５歳以上６５歳未満）の減少とともに、老年人口割合は全国平均を上回る速さで増加し、平成２７年に３１．０％であった老年人口割合は、２０３０年には３６．７％に達すると予測されており、少子高齢化がより一層進行するものと考えられます。

なお、本県の平成２７年の人口は、推計人口に比べて約０．７８％少なくなっており、今後、本県における人口減少や少子高齢化が、予測を上回る速さで、急速に進行することが懸念されています。

（P16 参考資料２「管内人口・将来人口予測・管内面積・消防職員数・消防団員数」参照）

（P17 参考資料３「県人口の推計（市町村別）」参照）

（P18 参考資料４「県人口の推計（各消防本部等別）」参照）

（２）消防費の状況及び見通し

県内市町村の消防に係る平成２９年度歳出決算額は１４４億４，０１０万６千円となっています。これは、平成２０年度歳出決算額１０８億６，２０８万２千円に比べ約３５億７千８百万円多くなっています。

なお、県民一人当たりの平成２９年度消防費は、約１万９千円で、中山間地域を抱えている市町村ほど割高になっている傾向があります。

今後も、消防車両や資機材のほか、消防指令センター、デジタル無線等の設備の新設・更新に多額の費用がかかります。

現在、市町村の財政状況が厳しくなっていることから、消防費の見通しについても、引き続き厳しい状況が見込まれます。

（P23 参考資料９「市町村消防費の推移」参照）

（P24 参考資料１０「平成２９年度市町村消防費」参照）

第3章 広域化対象市町村等の組合せ

1 広域化対象市町村の組合せ

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害や増大する救急需要等への対応が強化されるほか、組織管理、財政運営等の観点からも望ましいと考えられるため、「県内13消防本部を1消防本部に統合する」ことが、消防広域化のスケールメリットを最も発揮できるものと考えます。

一方で、地理的な要因や地域の特性、これまでの広域化の取組み等、各市町村の地域の実情を十分に考慮した消防広域化を推進する必要があります。

さらに、広域化のスケールメリットの追求と地域性の確保等との調和を図る必要性から、「管内人口10万人未満の小規模消防本部の体制強化」がこれまで以上に求められています。

このため、市町村の意見や地域の特性等を勘案しながら、「県内1消防本部」を掲げつつ、将来の方面本部を見据え、段階的な広域化（まずは生活圏を一にする隣接地域（地域ブロック）における「連携・協力」や「非常備の解消」）に取り組むこととします。

2 連携・協力を含む広域化を検討する枠組み

市町村の意見等を踏まえた検討の結果、「県内5ブロック」の枠組みで、連携・協力を含む広域化に取り組み、県全体として消防体制の充実強化を目指すこととします。

(1) 広域化を検討する枠組みの考え方

「県内1消防本部」とした場合、将来の方面本部となる地域を想定し、次のような項目を総合的に勘案しています。

- ① 地理的要因
 - ・山地や河川等、地理的要因に区分される地域を考慮しています。
- ② 地域の実情
 - ・地域住民の理解が得られやすい生活圏等、地域の実情を考慮しています。
- ③ 管轄人口
 - ・概ね管内人口10万人以上の消防本部を基本とし、管轄人口10万人未満の小規模消防本部の解消を図ります。ただし、管轄面積が広大な場合等はこの限りでなく、地域の特性を考慮しています。
- ④ 管轄面積
 - ・管内において、中心地域まで最大1時間程度の時間距離を目安としています。
- ⑤ 消防吏員数
 - ・消防吏員100人以上の消防本部を目指し、（準）特定小規模消防本部の解消を図ります。
 - ※消防吏員 50人未満：特定小規模消防本部
 - 〃 100人未満：準特定小規模消防本部

⑥ 共通する災害課題への対応

- ・水害や津波、山岳救助等、共通する災害課題に対応するための消防力の強化に連携して取り組む地域としています。

⑦ その他

- ・地域で連携して取り組んでいる枠組み（定住自立圏等）や既存の行政区域のほか、2次医療圏等との整合性も考慮しています。
- ・現在の消防本部の管轄は、これまでの実績と地域住民とのつながりなどを考慮し、分割しないこととします。

(2) 広域化を検討する枠組み（組合せ）

	地域ブロック	消防本部	構成市町村	人口(人) (H27.10.1)	面積(km ²)
①	県南部地域	阿南市消防本部	阿南市	102,055	1,499.3
		海部消防組合 消防本部	牟岐町 美波町 海陽町		
		那賀町消防本部	那賀町		
②	県西部地域	美馬市消防本部	美馬市 (美馬町除く)	80,902	1,405.9
		美馬西部消防組合 消防本部	つるぎ町 美馬市 (美馬町)		
		みよし広域連合 消防本部	三好市 東みよし町		
③	県北東部地域	鳴門市消防本部	鳴門市	156,774	245.7
		板野東部消防組合 消防本部	松茂町 北島町 藍住町		
		板野西部消防組合 消防本部	板野町 上板町		
④	県央部地域	中央広域連合 消防本部	吉野川市 阿波市	109,558	537.4
		名西消防組合 消防本部	石井町 神山町		
⑤	県東部地域	徳島市消防局	徳島市	306,444	458.5
		小松島市消防本部	小松島市		
		(非常備町村)	勝浦町 上勝町 佐那河内村		

[illegible][illegible]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

Figure 6

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

一、

3 連携・協力を含む広域化を推進する主な理由

(1) 住民サービスの向上

① 初動の消防力、増援体制の充実

大規模災害時や事故発生時における初動体制の強化及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用が行えます。

② 現場到着時間の短縮

管轄区域全体を見渡した署所の適切配置が可能になります。また、通信指令の一本化により、例えば、直近の救急車が現場に到着できるなど、現場到着時間の短縮が図られます。

(2) 人員配備の効率化と充実

① 現場要員の増強

総務部門等の人員集約により、予防・警防・救急業務等現場活動要員の増強が図られます。

② 予防業務・救急業務の高度化・専門化

救急救命士等救急スタッフ、火災原因調査専従員の育成、予防査察・違反処置専門員の育成がしやすくなります。

(3) 消防体制の基盤の強化

① 高度な消防設備、施設等の整備

消防用車両や資機材のほか、通信指令センターの共同整備により、効率的な運用が図られます。また、その結果、より高度な消防用車両や資機材等の整備が可能となります。

② 適切な人事ローテーションによる組織の活性化

組織が大きくなることで勤務先が増え、人員も確保しやすくなることから、組織も活性化し、研修等による人材育成も可能になります。

4 連携・協力を含む広域化の検討に係る特記事項

(1) 広域化を検討する枠組みの変更

各ブロックで検討を進めていくにあたり、推進計画で定めた組合せ以外の組合せによる連携・協力を含む広域化の熟度が高まってくることもありうると考えられ、その場合には、柔軟に推進計画を変更するものとします。

(2) 通信指令センターの一本化（共同運用）

通信指令センターの一本化（共同運用）は、住民サービスの向上や人員配置の効率化と充実のほか、整備・更新に係る経費の負担軽減など、連携・協力の大きな成果が期待できます。このため、各地域ブロックだけでなく、県全体で規模のメリットを生かして検討することも有効です。

第4章 市町村の消防広域化を推進するために必要な措置に関する事項

県は、市町村の消防広域化を推進するために、次のような取組みを行います。

1 消防広域化についての情報提供、普及啓発

「徳島県消防広域化推進計画」に基づく消防広域化を推進していくため、県としても今後も幅広く関わり、市町村間の調整相談体制の充実並びに市町村関係者、消防関係者及び住民に対する普及啓発活動等を実施します。

2 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

推進計画策定後、「広域消防運営計画」の策定はもとより、各地域ブロックにおける連携・協力の取組みや非常備町村の解消など、県が積極的に調整機能を果たし、課題の解消に努めるとともに、その他必要な援助を行います。

また、特に通信指令センターの一本化（共同運用）に向けた検討にあたっては、各市町村や消防本部と緊密な連携を図りながら、具体的な検討を進めていきます。

3 推進計画の進捗管理

推進計画については、毎年度、その検討状況等を検証するとともに、必要に応じて、市町村等の意見を踏まえ推進計画の見直しを行うなど、適切な進捗管理を行います。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の組織及び構成市町村等間の関係

市町村の消防広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることが想定されますが、どのような組織が望ましいかを慎重に検討する必要があります。

それぞれの特徴を十分検討した上で、組合の構成市町村又は受託市町村もしくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に配慮する必要があります。

2 広域化後の消防体制の整備

市町村の消防広域化が行われた結果、消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならず、広域化にあたり消防署所や消防職員の配置等に十分配慮します。

その上で、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要であります。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、消防の体制を適切に整備することが重要ですが、そのための方策として、次の事項について、構成市町村等の間において十分協議の上、可能な限り、決めておくことが必要です。

- ① 広域化後の組織体制（一部事務組合、広域連合及び事務委託方式）
- ② 消防本部の通信指令
- ③ 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ④ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- ⑤ 中長期的な整備計画を含めた消防力の整備計画
- ⑥ 部隊運用、指令管制等に関する計画
- ⑦ 構成市町村との連携
- ⑧ 消防団との連携
- ⑨ 消防非常備町村の常備化
- ⑩ その他

第6章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第37条に基づき、原則として1市町村に1団を置くこととなります。この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となります。具体的方策としては、次のようなことが考えられます。

- ① 消防署所と連携調整にあたる消防団長を指名することによる常備消防との連絡強化
- ② 消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ③ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

なお、本県においては、消防組合が設置している消防団が2つありますので、その取扱いについて、慎重に検討を行う必要があります。

2 市町村防災部局等との連携の確保

地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となります。具体的方策としては、次のようなことが考えられます。

- ① 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ② 定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ③ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ④ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑤ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

参 考 資 料

参考資料1 市町村の消防常備化の経過

(平成30年4月現在)

業務開始 年:月:日	名 称	構 成 市 町 村 名	備 考
S23. 6. 1	徳 島 市	(単独)	
S23. 7. 1	小 松 島 市	(単独)	
S23. 7. 24	鳴 門 市	(単独)	
S40. 3. 1	(阿 南 市)		S50. 4. 1から阿南(消)へ
S43. 4. 1	(池 田 町)		S47. 4. 1から三好(消)へ
S44. 4. 1	(美馬西部消防組合)	美馬町、半田町、貞光町	
S46. 4. 1	(阿波麻植消防組合)	市場町、阿波町、鴨島町、川島町、 山川町、美郷村	S47. 4. 1から阿北(消)へ
"	(美馬東部消防組合)	脇町、穴吹町	
S47. 4. 1	板 野 東 部 消 防 組 合	松茂町、北島町、藍住町	
"	(阿 北 消 防 組 合)	(市場町、阿波町、鴨島町、川島町、 山川町、美郷村) 吉野町、土成町	
"	(三 好 消 防 組 合)	三野町、三好町、池田町、井川町、 三加茂町	
S48. 4. 1		山城町	三好(消)に加入
S48. 10. 1	板 野 西 部 消 防 組 合	板野町、上板町	
S49. 4. 1		木屋平村	美馬東部(消)に加入
S50. 4. 1	(阿 南 消 防 組 合)	阿南市、那賀川町、羽ノ浦町	
S50. 11. 1	(三好郡行政組合)		三好消防組合を改組
S54. 4. 1	名 西 消 防 組 合	石井町、神山村	
S54. 6. 1		一字村	美馬西部(消)に加入
S55. 9. 1		東祖谷山村、西祖谷山村	三好郡(行)に加入
H5. 4. 1	(海 部 消 防 組 合)	鷲敷町、相生町、由岐町、日和佐町、 牟岐町、海南町、海部町、穴喰町	
H14. 4. 1	徳島中央広域連合 消 防 本 部		阿北消防組合を改組
"	みよし広域連合 消 防 本 部		三好郡行政組合を改組
H16. 10. 1		吉野川市	鴨島町、川島町、山川町、美郷村が合併 (徳島中央広域連合消防本部)
H17. 3. 1	美 馬 市	美馬市のうち旧脇町、旧穴吹町、 旧木屋平村	脇町、穴吹町、美馬町、木屋平村が合併
"	美 馬 西 部 消 防 組 合	美馬市のうち旧美馬町、つるぎ町	半田町、貞光町、一字村が合併
"		那賀町	鷲敷町、相生町、上那賀町、木沢村、 木頭村が合併(海部消防組合)
H17. 4. 1		阿波市	吉野町、土成町、市場町、阿波町が合併 (徳島中央広域連合消防本部)
H18. 3. 1		三好市	三野町、池田町、山城町、井川町、 東祖谷山村、西祖谷山村が合併 (みよし広域連合消防本部)
		東みよし町	三好町、三加茂町が合併 (みよし広域連合消防本部)
H18. 3. 20	阿 南 市	(単独)	阿南市、那賀川町、羽ノ浦町が合併
H18. 3. 31		美波町	由岐町、日和佐町が合併(海部消防組合)
"		海陽町	海南町、海部町、穴喰町が合併 (海部消防組合)
H26. 4. 1	那 賀 町	(単独)	海部消防組合から独立
"	海 部 消 防 組 合	美波町、牟岐町、海陽町	那賀町が脱退
計	13 消 防 本 部	21 市 町	

※ 消防本部及び消防署未設置町村(3町村) … 勝浦町、上勝町、佐那河内村

参考資料2 管内人口・将来人口予測・管内面積・消防職員数・消防団員数

(平成30年4月1日現在)

市町村等名	構成市町村	管内人口 (H27.10.1)	将来人口予測 (2030年)	管内面積(km ²) (H29年)	消防職員数	消防団員数
徳島市	徳島市	258,554	235,296	191.39	256	623
鳴門市	鳴門市	59,101	50,094	135.66	76	976
小松島市	小松島市	38,755	32,122	45.37	40	410
阿南市	阿南市	73,019	62,355	279.25	105	1,447
美馬市	美馬市 (美馬町除く)	22,696	17,958	320.73	62	616
那賀町	那賀町	8,402	5,489	694.98	34	631
名西 消防組合	石井町、神山町	30,890	26,625	202.16	55	671
海部 消防組合	牟岐町、美波町、海陽町	20,634	14,027	525.07	53	958
板野東部 消防組合	松茂町、北島町、藍住町	72,276	73,721	39.25	91	299
板野西部 消防組合	板野町、上板町	25,397	20,716	70.80	42	229
徳島中央 広域連合	吉野川市、阿波市	78,668	63,504	335.25	118	1,231
美馬西部 消防組合	美馬市(美馬町)、 つるぎ町	16,732	11,499	241.25	61	380
みよし 広域連合	三好市、東みよし町	41,474	31,315	843.90	83	1,666
勝浦町		5,301	3,854	69.83		240
上勝町		1,545	1,008	109.63		211
佐那河内村		2,289	1,651	42.28		162
県合計		755,733	651,234	4,146.80	1,076	10,750

※ 2030年の将来人口予測は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成30年3月推計)」による。

参考資料 3 県人口の推計(市町村別)

(単位：人)

市町村名	平成27年 2015年 国勢調査	2020年 推計	2025年 推計	2030年 推計	2040年 推計	2015～2030 年増減率
徳島市	258,554	252,141	244,088	235,296	215,625	91.0%
鳴門市	59,101	56,335	53,262	50,094	43,292	84.8%
小松島市	38,755	36,657	34,437	32,122	27,191	82.9%
阿南市	73,019	69,672	66,093	62,355	54,467	85.4%
吉野川市	41,466	38,936	36,284	33,594	28,076	81.0%
阿波市	37,202	34,805	32,347	29,910	25,011	80.4%
美馬市	30,501	28,374	26,192	24,133	20,141	79.1%
三好市	26,836	23,767	20,963	18,427	13,972	68.7%
勝浦町	5,301	4,802	4,317	3,854	3,002	72.7%
上勝町	1,545	1,351	1,169	1,008	744	65.2%
佐那河内村	2,289	2,072	1,860	1,651	1,257	72.1%
石井町	25,590	24,968	24,194	23,310	21,221	91.1%
神山町	5,300	4,553	3,886	3,315	2,367	62.5%
那賀町	8,402	7,367	6,387	5,489	3,920	65.3%
牟岐町	4,259	3,723	3,228	2,772	1,946	65.1%
美波町	7,092	6,378	5,690	5,052	3,915	71.2%
海陽町	9,283	8,185	7,144	6,203	4,538	66.8%
松茂町	15,204	15,025	14,869	14,568	13,702	95.8%
北島町	22,446	23,022	23,335	23,403	22,980	104.3%
藍住町	34,626	35,403	35,741	35,750	34,628	103.2%
板野町	13,358	12,608	11,804	10,966	9,192	82.1%
上板町	12,039	11,310	10,535	9,750	8,102	81.0%
つるぎ町	8,927	7,555	6,355	5,324	3,628	59.6%
東みよし町	14,638	14,078	13,500	12,888	11,557	88.0%
県合計	755,733	723,087	687,680	651,234	574,474	86.2%

※ 2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成30年3月推計)」による。

参考資料4 県人口の推計(各消防本部等別)

(単位：人)

市町村等名	構成市町村	将来人口予測(2030年)				将来人口予測(2040年)		
		管内人口 (H27.10.1) (2015年) A	将来人口予測 (2030年) B	管内人口 増減 B-A	増減率 B/A	将来人口予測 (2040年) B	管内人口 増減 B-A	増減率 B/A
徳島市	徳島市	258,554	235,296	△ 23,258	91.0%	215,625	△ 42,929	83.4%
鳴門市	鳴門市	59,101	50,094	△ 9,007	84.8%	43,292	△ 15,809	73.3%
小松島市	小松島市	38,755	32,122	△ 6,633	82.9%	27,191	△ 11,564	70.2%
阿南市	阿南市	73,019	62,355	△ 10,664	85.4%	54,467	△ 18,552	74.6%
美馬市	美馬市 (美馬町除く)	22,696	17,958	△ 4,738	79.1%	14,987	△ 7,709	66.0%
那賀町	那賀町	8,402	5,489	△ 2,913	65.3%	3,920	△ 4,482	46.7%
名西 消防組合	石井町、神山町	30,890	26,625	△ 4,265	86.2%	23,588	△ 7,302	76.4%
海部 消防組合	牟岐町、美波町、海陽町	20,634	14,027	△ 6,607	68.0%	10,399	△ 10,235	50.4%
板野東部 消防組合	松茂町、北島町、藍住町	72,276	73,721	1,445	102.0%	71,310	△ 966	98.7%
板野西部 消防組合	板野町、上板町	25,397	20,716	△ 4,681	81.6%	17,294	△ 8,103	68.1%
徳島中央 広域連合	吉野川市、阿波市	78,668	63,504	△ 15,164	80.7%	53,087	△ 25,581	67.5%
美馬西部 消防組合	美馬市(美馬町)、 つるぎ町	16,732	11,499	1,226	107.3%	8,782	△ 7,950	52.5%
みよし 広域連合	三好市、東みよし町	41,474	31,315	△ 29,975	27.7%	25,529	△ 15,945	61.6%
勝浦町		5,301	3,854	26,014	590.7%	3,002	△ 2,299	56.6%
上勝町		1,545	1,008	2,309	249.4%	744	△ 801	48.2%
佐那河内村		2,289	1,651	△ 638	72.1%	1,257	△ 1,032	54.9%
県合計	全市町村	755,733	651,234	△ 104,499	86.2%	574,474	△ 181,259	76.0%

※ 2030年及び2040年の将来人口予測は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成30年3月推計）」による。

参考資料5 年齢別消防吏員数

(平成30年4月1日現在)

消防本部名	吏員合計 (人)	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	平均年齢
	比率	比率	比率	比率	比率	比率	比率	比率	
徳島市	256	3	58	87	67	10	22	9	38.5
	100.0%	1.2%	22.7%	34.0%	26.2%	3.9%	8.6%	3.5%	
鳴門市	74	1	20	33	11	2	7	0	35.8
	100.0%	1.4%	27.0%	44.6%	14.9%	2.7%	9.5%	0.0%	
小松島市	40	0	12	14	8	3	3	0	36.5
	100.0%	0.0%	30.0%	35.0%	20.0%	7.5%	7.5%	0.0%	
阿南市	105	0	35	40	17	3	10	0	35.5
	100.0%	0.0%	33.3%	38.1%	16.2%	2.9%	9.5%	0.0%	
美馬市	62	2	20	26	11	1	2	0	33.3
	100.0%	3.2%	32.3%	41.9%	17.7%	1.6%	3.2%	0.0%	
那賀町	33	3	4	13	6	4	3	0	37.7
	100.0%	9.1%	12.1%	39.4%	18.2%	12.1%	9.1%	0.0%	
名西 消防組合	54	5	21	7	12	2	5	2	35.3
	100.0%	9.3%	38.9%	13.0%	22.2%	3.7%	9.3%	3.7%	
海部 消防組合	53	2	8	4	13	14	12	0	45.2
	100.0%	3.8%	15.1%	7.5%	24.5%	26.4%	22.6%	0.0%	
板野東部 消防組合	91	3	18	23	41	2	4	0	37.8
	100.0%	3.3%	19.8%	25.3%	45.1%	2.2%	4.4%	0.0%	
板野西部 消防組合	42	2	14	9	11	2	4	0	34.8
	100.0%	4.8%	33.3%	21.4%	26.2%	4.8%	9.5%	0.0%	
徳島中央 広域連合	118	0	33	52	20	6	3	4	35.9
	100.0%	0.0%	28.0%	44.1%	16.9%	5.1%	2.5%	3.4%	
美馬西部 消防組合	61	0	32	19	2	2	4	2	32.1
	100.0%	0.0%	52.5%	31.1%	3.3%	3.3%	6.6%	3.3%	
みよし 広域連合	83	0	25	31	14	1	12	0	36.2
	100.0%	0.0%	30.1%	37.3%	16.9%	1.2%	14.5%	0.0%	
合 計	1,072	21	300	358	233	52	91	17	36.8
	100.0%	2.0%	28.0%	33.4%	21.7%	4.9%	8.5%	1.6%	

参考資料6 消防力

(平成30年4月1日現在)

消防本部名	消防ポンプ車			はしご自動車			化学消防自動車			救助工作車			救急自動車		
	算定数 ①	整備数 ②	算定率 ③/①	算定数 ①	整備数 ②	算定率 ②/①	算定数 ①	整備数 ②	算定率 ②/①	算定数 ①	整備数 ②	算定率 ②/①	算定数 ①	整備数 ②	算定率 ②/①
徳島市	13	9	69.2%	2	2	100%	2	1	50%	2	2	100%	8	8	100%
鳴門市	4	4	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%	4	4	100%
小松島市	2	2	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%	2	2	100%
阿南市	5	5	100%	1	1	100%	2	1	50%	1	1	100%	4	4	100%
美馬市	3	3	100%	1	0	0%	0	0	0%	1	1	100%	3	3	100%
那賀町	1	1	100%	0	0	0%	0	0	0%	1	1	100%	2	2	100%
名西 消防組合	3	3	100%	0	0	0%	0	0	0%	1	1	100%	2	2	100%
海部 消防組合	3	3	100%	1	0	0%	0	0	0%	1	1	100%	3	3	100%
板野東部 消防組合	4	4	100%	1	0	0%	2	2	100%	2	1	50%	4	3	75%
板野西部 消防組合	2	2	100%	0	0	0%	0	0	0%	1	1	100%	2	1	50%
徳島中央 広域連合	6	6	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%	4	3	75%
美馬西部 消防組合	5	5	100%	0	0	0%	0	0	0%	1	1	100%	4	4	100%
みよし 広域連合	7	7	100%	1	0	0%	0	0	0%	2	2	100%	5	5	100%
県合計	58	54	93.1%	10	6	60.0%	9	7	77.8%	16	15	93.8%	47	44	93.6%

参考資料7 通信指令センターの状況

(H30. 4. 1 現在)

消防本部名	構成市町村	導入時期	次回更新 予定時期	通信指令業務 従事職員数 (人)	
				合計	うち (兼務)
徳島市	徳島市	H28. 6. 1	未定	15	(0)
鳴門市	鳴門市	H24. 3. 26	H36年	5	(2)
小松島市	小松島市	—	—	33	(33)
阿南市	阿南市	H26. 3. 5	H40年度 予定	12	(0)
美馬市	美馬市 (美馬町除く)	H26. 10. 1	H32年度 一部更新	49	(42)
美馬西部消防組合	美馬市 (美馬町) つるぎ町		H38年度 全部更新	16	(15)
那賀町	那賀町	—	—	13	(—)
名西消防組合	石井町	—	—	6	(6)
	神山町				
海部消防組合	美波町	—	—	42	(42)
	牟岐町				
	海陽町				
板野東部消防組合	松茂町	H28. 5. 31	未定	11	(0)
	北島町				
	藍住町				
板野西部消防組合	板野町	—	—	9	(9)
	上板町				
徳島中央広域連合	吉野川市	H24. 3月	H32年～37年 の間で予定	9	(0)
	阿波市				
みよし広域連合	三好市	H27. 4. 1	H38年度 予定	24	(24)
	東みよし町				

参考資料8 消防本部の管轄人口一人当たりの決算額

消防本部名	各年度の決算額(百万円)				合計	年平均 (百万円)	管内人口 (H27.10.1)	5年間における 住民一人当たり 年間決算額 (円)
	H25	H26	H27	H28	H29			
徳島市	2,617	2,921	3,353	2,860	2,672	2,885	258,554	11,158
鳴門市	914	1,144	795	933	738	905	59,101	15,313
小松島市	766	520	630	676	391	597	38,755	15,404
阿南市	2,062	1,481	1,457	1,118	1,218	1,467	73,019	20,091
美馬市	724	1,459	723	743	949	920	22,696	40,536
那賀町	662	849	542	756	1,353	833	8,402	99,143
名西 消防組合	497	431	463	448	395	447	30,890	14,471
海部 消防組合	678	1,048	536	556	549	673	20,634	32,616
板野東部 消防組合	698	720	732	689	771	722	72,276	9,989
板野西部 消防組合	357	424	343	300	300	345	25,397	13,584
徳島中央 広域連合	1,123	861	919	890	1,030	965	78,668	12,267
美馬西部 消防組合	445	444	445	467	899	540	16,732	32,273
みよし 広域連合	727	1,729	721	709	748	927	41,474	22,351
県合計	12,270	14,031	11,660	11,145	12,012	12,223	746,598	16,372

参考資料9 市町村消防費の推移

(1) 市町村分合計

(単位:千円)

	消防費 (A)	一般財源等 (B)	消防費に係る 基準財政需要額 (C)	割合	
				$B/A \times 100$	$B/C \times 100$
H 20年度	10,862,082	10,157,243	10,989,412	93.5	92.4
H 21年度	11,605,777	10,768,667	10,581,472	92.8	101.8
H 22年度	11,242,276	10,606,240	11,115,808	94.3	95.4
H 23年度	12,845,531	10,951,864	10,737,048	85.3	102.0
H 24年度	12,669,732	10,609,014	10,828,317	83.7	98.0
H 25年度	15,101,154	10,853,978	10,386,059	71.9	104.5
H 26年度	16,847,540	10,727,943	10,764,209	63.7	99.7
H 27年度	13,977,336	10,768,171	11,144,163	77.0	96.6
H 28年度	13,781,029	11,027,538	11,039,153	80.0	99.9
H 29年度	14,440,106	11,362,751	11,259,354	78.7	100.9
増減額 H29-H20	3,578,024	1,205,508	269,942		

(2) 一部事務組合等合計

(単位:千円)

	消防費 (A)	一般財源等 (B)	消防費に係る 基準財政需要額 (C)	割合	
				$B/A \times 100$	$B/C \times 100$
H 20年度	4,217,375	4,113,905		97.5	
H 21年度	4,365,566	4,228,064		96.9	
H 22年度	4,656,307	4,200,163		90.2	
H 23年度	5,288,784	4,969,801		94.0	
H 24年度	4,325,044	4,098,093		94.8	
H 25年度	4,524,604	4,237,160		93.6	
H 26年度	5,657,474	4,029,247		71.2	
H 27年度	4,159,077	4,001,356		96.2	
H 28年度	4,059,327	3,997,754		98.5	
H 29年度	4,691,569	4,585,452		97.7	
増減額 H29-H20	474,194	471,547			

参考資料10 平成29年度市町村消防費

(単位：千円)

市町村等名	消防費 (A)	一般財源等 (B)	消防費に係る 基準財政需要額 (C)	割合	
				B/A×100	B/C×100
徳島市	2,671,827	2,387,070	2,740,521	89.3%	87.1%
鳴門市	737,706	677,166	735,291	91.8%	92.1%
小松島市	391,105	355,549	534,716	90.9%	66.5%
阿南市	1,217,596	1,004,268	1,065,228	82.5%	94.3%
吉野川市	736,901	595,204	680,362	80.8%	87.5%
阿波市	625,712	564,181	675,559	90.2%	83.5%
美馬市	948,951	689,087	584,549	72.6%	117.9%
三好市	785,264	681,685	605,285	86.8%	112.6%
勝浦町	140,377	100,799	125,554	71.8%	80.3%
上勝町	97,003	36,043	48,635	37.2%	74.1%
佐那河内村	32,311	28,323	62,851	87.7%	45.1%
石井町	387,552	382,860	390,957	98.8%	97.9%
神山町	189,407	171,457	137,205	90.5%	125.0%
那賀町	1,353,286	444,829	257,956	32.9%	172.4%
牟岐町	132,279	128,430	109,248	97.1%	117.6%
美波町	510,999	325,767	180,631	63.8%	180.3%
海陽町	434,843	382,456	249,764	88.0%	153.1%
松茂町	585,084	578,143	255,651	98.8%	226.1%
北島町	443,778	360,716	349,012	81.3%	103.4%
藍住町	456,785	444,178	495,358	97.2%	89.7%
板野町	210,163	206,741	233,967	98.4%	88.4%
上板町	404,413	177,418	217,525	43.9%	81.6%
つるぎ町	582,285	323,207	230,091	55.5%	140.5%
東みよし町	364,479	317,174	293,438	87.0%	108.1%
小計	14,440,106	11,362,751	11,259,354	78.7%	100.9%
名西消防組合	394,521	384,787			
海部消防組合	549,097	540,650			
板野東部消防組合	770,833	724,535			
板野西部消防組合	299,678	299,671			
徳島中央広域連合	1,030,447	1,006,974			
美馬西部消防組合	898,747	880,589			
みよし広域連合	748,246	748,246			
小計	4,691,569	4,585,452			
総計	19,131,675	15,948,203			

参考資料11 消防機関の救急出動件数の推移

(単位：件)

消防本部名	管内人口 (27.10.1)	管内面積 (430年)	20年 (A)	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年 (B)	小計	平均	対H20年比 (B/A)
徳島市	258,554	191.39	9,355	9,256	9,866	10,597	10,852	11,013	11,067	11,103	11,481	12,080	106,670	10,667	129.1%
鳴門市	59,101	135.66	2,080	2,106	2,074	2,217	2,360	2,395	2,491	2,450	2,707	2,781	23,661	2,366	133.7%
小松島市	38,755	45.37	1,574	1,603	1,615	1,803	1,682	1,804	1,699	1,785	1,775	1,761	17,101	1,710	111.9%
阿南市	73,019	279.25	2,904	2,920	3,064	3,061	3,270	3,271	3,252	3,310	3,511	3,485	32,048	3,205	120.0%
美馬市	22,696	320.73	993	970	1,022	1,024	1,037	1,093	1,173	1,109	1,229	1,165	10,815	1,082	117.3%
那賀町	8,402	694.98							537	471	497	568	2,073	518	※
名西 消防組合	30,890	202.16	1,144	1,083	1,139	1,171	1,254	1,263	1,234	1,252	1,387	1,411	12,338	1,234	123.3%
海部 消防組合	20,634	525.07	1,382	1,376	1,462	1,522	1,644	1,736	1,258	1,254	1,271	1,266	14,171	1,417	132.7%
板野東部 消防組合	72,276	39.25	1,900	1,947	2,099	2,064	2,310	2,393	2,416	2,524	2,409	2,417	22,479	2,248	127.2%
板野西部 消防組合	25,397	70.80	932	944	943	966	1,137	1,110	1,036	1,129	1,110	1,138	10,445	1,045	122.1%
徳島中央 広域連合	78,668	335.25	2,995	2,839	3,071	3,258	3,148	3,396	3,405	3,399	3,565	3,609	32,685	3,269	120.5%
美馬西部 消防組合	16,732	241.25	787	724	835	803	864	828	860	834	832	853	8,220	822	108.4%
みよし 広域連合	41,474	843.90	1,740	1,861	1,942	2,020	2,024	2,208	2,183	2,188	2,245	2,246	20,657	2,066	129.1%
県合計	746,598	3,925.06	27,786	27,629	29,132	30,506	31,582	32,510	32,611	32,808	34,019	34,780	313,363	31,336	125.2%

※那賀町は、海部消防組合から脱退したので、海部消防組合に合算して「対比」した。

参考資料12 救急車現場到着平均所要時間の推移

(単位：分)

消防本部名	管内人口 (H27.10.1)	H20年 (A)	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年 (B)	増減 (B-A)
徳島市	258,554	6.0	6.9	7.4	7.2	7.0	7.3	7.5	7.5	7.5	7.6	1.6
鳴門市	59,101	6.8	7.1	7.2	7.3	8.0	8.0	7.9	7.6	7.6	7.5	0.7
小松島市	38,755	5.9	5.9	6.0	6.1	6.7	6.4	6.6	6.7	6.6	6.3	0.4
阿南市	73,019	8.0	8.4	8.3	8.3	8.5	8.9	9.2	9.4	9.2	9.0	1.0
美馬市	22,696	7.1	7.3	7.1	8.0	7.9	7.9	8.8	8.4	8.2	8.1	1.0
那賀町	8,402							12.2	11.2	12.3	11.8	—
名西 消防組合	30,890	6.2	6.2	5.8	6.5	6.5	6.5	6.6	6.8	7.0	6.9	0.7
海部 消防組合	20,634	7.4	7.6	7.8	8.3	9.1	9.3	8.7	8.5	8.8	9.1	1.7
板野東部 消防組合	72,276	6.8	7.2	8.1	7.8	7.7	7.8	7.8	8.2	8.3	8.3	1.5
板野西部 消防組合	25,397	6.2	6.3	6.3	6.7	6.3	5.9	6.4	6.3	6.2	6.1	△ 0.1
徳島中央 広域連合	78,668	7.0	7.6	7.5	7.5	8.8	9.1	9.1	9.4	9.3	9.4	2.4
美馬西部 消防組合	16,732	8.6	8.4	7.8	7.8	7.7	7.3	8.1	9.8	9.7	9.5	0.9
みよし 広域連合	41,474	12.1	11.9	11.0	11.2	10.8	10.7	11.0	11.2	10.8	11.4	△ 0.7
県平均	746,598	7.7	7.5	7.6	7.6	7.8	8.0	8.2	8.2	8.2	8.2	0.5

参考資料13 消防機関の搬送人員の推移

(単位：人)

消防本部名	管内人口 (H27.10.1)	管内面積 (H30年)	H20年 (A)	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年 (B)	小計	平均	対H20年比 (B/A)
徳島市	258,554	191.39	8,840	8,807	9,297	9,942	10,200	10,317	10,278	10,274	10,411	10,812	99,178	9,918	122.3%
鳴門市	59,101	135.66	2,001	1,992	1,953	2,092	2,197	2,276	2,370	2,331	2,566	2,629	22,407	2,241	131.4%
小松島市	38,755	45.37	1,517	1,534	1,576	1,747	1,615	1,731	1,621	1,716	1,674	1,659	16,390	1,639	109.4%
阿南市	73,019	279.25	2,837	2,864	2,976	2,940	3,140	3,129	3,122	3,172	3,379	3,350	30,909	3,091	118.1%
美馬市	22,696	320.73	981	936	973	999	1,005	1,053	1,131	1,074	1,184	1,118	10,454	1,045	114.0%
那賀町	8,402	694.98							518	459	482	557	2,016	504	※
名西 消防組合	30,890	202.16	1,129	1,041	1,108	1,122	1,197	1,213	1,172	1,207	1,339	1,357	11,885	1,189	120.2%
海部 消防組合	20,634	525.07	1,318	1,294	1,393	1,457	1,578	1,645	1,199	1,188	1,214	1,193	13,479	1,348	132.8%
板野東部 消防組合	72,276	39.25	1,865	1,888	2,020	1,994	2,194	2,265	2,285	2,364	2,204	2,200	21,279	2,128	118.0%
板野西部 消防組合	25,397	70.80	901	906	903	925	1,096	1,047	995	1,069	1,034	1,065	9,941	994	118.2%
徳島中央 広域連合	78,668	335.25	2,877	2,746	2,931	3,141	3,029	3,262	3,232	3,296	3,384	3,409	31,307	3,131	118.5%
美馬西部 消防組合	16,732	241.25	750	696	786	762	838	783	820	804	782	805	7,826	783	107.3%
みよし 広域連合	41,474	843.90	1,676	1,793	1,886	1,958	1,929	2,092	2,075	2,110	2,127	2,149	19,795	1,980	128.2%
集合計	746,598	3,925.06	26,692	26,497	27,802	29,079	30,018	30,813	30,818	31,064	31,780	32,303	296,866	29,687	121.0%

※ 那賀町は、海部消防組合から脱退したので、海部消防組合に合算して「対比」した。

参考資料14 搬送人員平均収容時間の推移

(単位：分)

消防本部名	管内人口 (H27.10.1)	H20年 (A)	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年 (B)	増減 (B-A)
徳島市	258,554	23.9	26.0	27.5	28.0	28.1	29.0	29.3	29.4	30.0	30.0	6.1
鳴門市	59,101	27.9	28.6	31.0	32.0	32.9	34.1	34.6	35.0	35.3	35.3	7.4
小松島市	38,755	20.9	21.7	23.4	23.9	24.3	27.1	29.2	30.2	29.6	29.6	8.7
阿南市	73,019	28.1	31.4	32.0	32.7	33.7	25.6	37.1	37.2	39.0	39.0	10.9
美馬市	22,696	32.0	35.2	37.8	42.1	43.7	41.6	45.1	46.1	47.4	47.4	15.4
那賀町	8,402							56.7	57.0	59.6	59.6	—
名西 消防組合	30,890	30.9	30.1	29.8	31.6	32.0	32.1	33.1	35.5	38.4	38.4	7.5
海部 消防組合	20,634	41.6	47.7	50.1	48.6	49.7	48.3	44.7	47.1	44.9	44.9	3.3
板野東部 消防組合	72,276	30.7	31.8	37.4	34.6	34.4	35.9	36.3	37.9	39.9	39.9	9.2
板野西部 消防組合	25,397	33.0	33.9	35.7	35.7	35.5	36.8	39.7	40.4	42.1	42.1	9.1
徳島中央 広域連合	78,668	30.5	33.2	35.0	36.5	36.9	38.7	38.6	37.8	39.2	39.2	8.7
美馬西部 消防組合	16,732	43.3	44.5	43.9	14.7	44.4	43.0	44.8	47.9	51.1	51.1	7.8
みよし 広域連合	41,474	39.5	39.3	39.4	40.8	38.9	39.1	41.1	42.6	43.6	43.6	4.1
県平均	746,598	35.0	36.1	32.6	32.3	33.4	34.4	35.3	35.3	36.9	36.9	1.9

○ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）

目次

- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 国の行政機関（第二条―第五条）
 - 第三章 地方公共団体の機関（第六条―第三十条）
 - 第四章 市町村の消防の広域化（第三十一条―第三十五条）
 - 第五章 各機関相互間の関係等（第三十六条―第五十二条）
- 附則

第一章 総則

（消防の任務）

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第二章 国の行政機関

（消防庁）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三條第二項の規定に基づいて、総務省の外局として消防庁を置く。

（消防庁長官）

第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。

（消防庁の任務及び所掌事務）

第四条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に關し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に關する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産

の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消防制度及び消防準則の企画及び立案に関する事項
二 消防に関する市街地の等級化に関する事項（都道府県の所掌に係るものを除く。）

三 防火査察、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事項

四 火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関する事項

五 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項

六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項

七 消防統計及び消防情報に関する事項

八 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関する事項

九 消防に関する試験及び研究に関する事項

十 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項

十一 消防思想の普及宣伝に関する事項

十二 危険物の判定の方法及び保安の確保に関する事項

十三 危険物取扱者及び消防設備士に関する事項

十四 消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項

十五 防災計画に基づく消防に関する計画（第二十九条において「消防計画」という。）の基準に関する事項

十六 人命の救助に係る活動の基準に関する事項

十七 救急業務の基準に関する事項

十八 消防団員等の公務災害補償等に関する事項

十九 消防に関する表彰及び報償に関する事項

二十 消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊に関する事項

二十一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）、原子力災害対策特別措置法（平成十一

年法律第五十六号）、東南海・南海地震に係る地震

防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に

係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び首都直下地震対策特別措置

法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地方公共

団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団

体相互間の連絡に関する事項

二十一 石油パイプライン事業の用に供する施設につい

ての工事の計画及び検査その他保安に関する事項

二十三 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律

第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナー

ト等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並

びに災害の復旧に関する事項

二十四 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二

年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動に関す

る事項

二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措

置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）に基づ

く住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場

合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に

基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体

及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項

二十六 所掌事務に係る国際協力に関する事項

二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事

項

二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく

命令を含む。）に基づき消防庁に属させられた事項

（教育訓練機関）

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関

の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

第三章 地方公共団体の機関

(市町村の消防に関する責任)

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の管理)

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(市町村の消防に要する費用)

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

(消防本部及び消防署)

第十条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

(消防職員)

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

(消防長)

第十二条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

(消防署長)

第十三条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

(消防職員の職務)

第十四条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防職員の任命)

第十五条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。

(消防職員の身分取扱い等)

第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、職務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防職員委員会)

第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。

二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。

三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

(消防団)

2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員(委員長として指名された消防職員及び消防長を除く)のうちから消防長が指名する。

4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防団)

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第十九条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

(消防団長)

第二十條 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の職務)

第二十一条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の任命)

第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、職務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるもの

を除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

- 2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。
(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

- 第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
- 2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

- 第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

(特別区の消防に関する責任)

- 第二十六条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。

(特別区の消防の管理及び消防長の任命)

- 第二十七条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

- 2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

(特別区の消防への準用)

- 第二十八条 前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

(都道府県の消防に関する所掌事務)

- 第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよ

う消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項
二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項
三 消防統計及び消防情報に関する事項
四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
五 消防思想の普及宣伝に関する事項
六 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項
七 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項
八 消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項
九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項
十 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項
十一 市町村の行う救急業務の指導に関する事項
十二 消防に関する市街地の等級化に関する事項(消防庁長官が指定する市に係るものを除く。)

- 十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づきその権限に属する事項

(都道府県の航空消防隊)

- 第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

- 2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。

- 3 都道府県知事は、第二項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

(市町村の消防の広域化)

- 第三十一条 市町村の消防の広域化(二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下この条において同じ。)を共同して処理することとする)又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することという。以下この章において同じ。)は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

(基本指針)

- 第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防(以下「広域化後の消防」という。)の円滑な運営を確保するための基本的な指針(次項及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

- 第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について

定めるものとする。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

二 市町村の消防の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

（広域消防運営計画）

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第二項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の第三項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

（国の援助等）

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第五章 各機関相互間の関係等

（市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係）

第三十六条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

（消防庁長官の助言、勧告及び指導）

第三十七条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

（都道府県知事の勧告、指導及び助言）

第三十八条 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

（市町村の消防の相互の応援）

第三十九条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

（消防庁長官に対する消防統計等の報告）

第四十条 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

（警察通信施設の使用）

第四十一条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。

（消防、警察及び関係機関の相互協力等）

第四十二条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に係る警察の指揮は、消防が行う。

（非常事態における都道府県知事の指示）

第四十三条 都道府県知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対し

て、前条第二項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

（非常事態における消防庁長官等の措置要求等）

第四十四条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下この条から第四十四条の三までにおいて「災害発生市町村」という。）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とする認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関（第九条に規定する機関をいう。以下同じ。）の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とする認められる災害発生市町村のため、当該災

害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

5 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊（以下この条から第四十四条の三までにおいて「緊急消防援助隊」という。）の出動のために必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のために必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。

7 前各項の規定は、大規模地震対策特別措置法第二十条第三号の警戒宣言が発せられた場合に準用する。

8 消防庁長官は、第一項、第二項若しくは第四項又は第五項の規定により、災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊の出動のために必要な措置をとることを求め又は指示するときは、あらかじめ、当該緊急消防援助隊が

行動している災害発生市町村（以下この項及び第四十四条の三第一項において「緊急消防援助隊行動市町村」という。）の長及び当該緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

（消防応援活動調整本部）

第四十四条の二 一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部（以下この条及び次条第二項において「調整本部」という。）を設置するものとする。

2 調整本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 災害発生市町村の消防の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整に関すること。

二 前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。

3 調整本部の長は、消防応援活動調整本部長（以下この条において「調整本部長」という。）とし、都道府県知事をもつて充てる。

4 調整本部長は、調整本部の事務を総括する。

5 調整本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから任命する者

二 当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のうち都道府県知事が指定するものの長又はその指名する職員

三 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員

四 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に出動した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者

6 調整本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

7 副本部長は、調整本部長を助け、調整本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させることができる。

(都道府県知事の緊急消防援助隊に対する指示等)

第四十四条の三 都道府県知事は、前条第一項に規定する場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村のため、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた消防庁長官は、当該緊急消防援助隊として活動する人員が都道府県に属する場合にあつては当該都道府県の知事に対し、当該緊急消防援助隊として活動する人員が市町村に属する場合にあつては当該市町村の属する都道府県の知事を通じて当該市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(緊急消防援助隊)

第四十五条 緊急消防援助隊とは、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人

員及び施設により構成される部隊をいう。

2 総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

4 消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。

5 消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

(情報通信システムの整備等)

第四十六条 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。

(消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)

第四十七条 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定は、緊急消防援助隊の隊員の属する市町村の長が、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、当該隊員の属する緊急消防援助隊に対し当該隊員の属する緊急消防援助隊が行動している市町村以外の市町村の消防の応援のため出動を命ずることを妨げるものではない。

(航空消防隊が支援のため出動した場合の連携)

第四十八条 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の

下に行動するものとする。

(国の負担及び補助)

第四十九条 第四十四条第五項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動(当該緊急消防援助隊が第四十四条の三第一項の規定による指示を受けて出動した場合の活動を含む。)により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の政令で定める経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。

2 緊急消防援助隊に係る第四十五条第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村の消防に要する費用に対する補助金に関しては、法律でこれを定める。

(国有財産等の無償使用)

第五十条 総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十九条において準用する同法第二十二條及び財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九條第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産(国有財産法第二條第一項に規定する国有財産をいう。)又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる。

(消防学校等)

第五十一条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、単独に又は都道府県と共同

して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

- 3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

- 4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(教育訓練の機会)

第五十二条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

(恩給法等の準用)

第二条 この法律施行の際現に警視庁又は道府県警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合(その官吏が引き続き恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員である国家消防庁、国家消防本部、国家地方警察、警察庁若しくは都道府県警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む。)には、これ

を同法第十九条に規定する公務員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

- 2 前項の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員とは、都道府県又は市町村の職員で次に掲げるものをいう。

- 一 消防士長又は消防士である消防吏員
二 消防司令補である消防吏員
三 消防長又は前二号に掲げる者以外の消防吏員
四 前三号に掲げる者以外の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員

3 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)による改正前の警察法(昭和二十二年法律第九十六号)附則第七条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同条第四項中「現にこれに俸給を給する都」とあるのは「現にこれに俸給を給する都道府県」と、同条第五項中「都から俸給を受ける者」とあるのは「都道府県から俸給を受ける者」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の消防組織法(以下「新法」という。)第十六条第二項に規定する消防庁の定める基準に適合する消防長の階級を定めている新法第三十三条第二項第三号に規定する広域化対象市町村が同号の組合せに基づき新法第三十一条に規定する市町村の消防の広域化(以下この条において「広域化」という。)を行った場合においては、当該広域化が行われた後の消防事務を処理する市町村は、新法第十六条第二項の規定にかかわらず、当該市町村の規則で、当該広域

化が行われた日の前日に消防長であつた者が当該市町村の消防吏員でなくなる日までの間、当該消防長であつた者が従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができる。

(消防法の一部改正)

第三条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

(電波法の一部改正)

第四条 (略)

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の

一部改正)

第五条 (略)

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正)

第六条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第七条 (略)

消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年四月十一日
参議院総務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、基礎自治体である市町村がまずその任に当たる市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないようにすること。

二、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、意見の反映が図られるよう指導すること。

三、消防の広域化は、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであり、消防署の統廃合や消防職員の削減につながるものがないよう、消防の広域化の趣旨を周知徹底すること。

四、広域化された消防本部と市町村の防災部局との連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図ること。

五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費については、人的・物的確保に支障が生ずることのないよう、地方債をはじめ、所要の十分な財政的支援を講ずる。

消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年六月一日
衆議院総務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないよう配慮すること。

二、消防の広域化は、消防署の統廃合等を目的とするものではなく、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであるという、消防の広域化の趣旨の周知徹底を図ること。

三、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、その意見の反映が図られるよう指導すること。

四、広域化された消防本部と市町村の防災部局との十分な連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜適切な情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図るため、具体策を講ずること。

五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費について十分な財政的支援を講ずること。

○消防庁告示第三十三号
消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三
十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に
関する基本指針を次のように定める。
平成十八年七月十二日

消防庁長官 板倉 敏和

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に 関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市
構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り
巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生
命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。
しかしながら、小規模な消防本部においては、出
動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に
限界があることや、組織管理や財政運営面での厳し
さが指摘されることがあるなど、消防の体制として
は必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化
により、行財政上の様々なスケールメリットを実現
することが極めて有効である。具体的には、広域化
によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
 - ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
 - ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
 - ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
 - ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
 - ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮
- 等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防
に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待さ
れる。
- こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町
村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本
部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六
本部から、平成十八年四月には八百一十一本部にまで
減少しているが、広域化と並行して進められた市町

村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだと
は言い難い状況にあった。そこで、平成十八年にお
いては、都道府県の役割の明確化と、市町村におけ
る十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組
みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境
の変化に的確に対応するために広域化の目標となる
消防本部の規模を引き上げること等を内容として、
広域化を更に推進するための消防組織法の改正及び
これに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県に
おいて定められた推進計画に基づく取組が進められ
てきたところであるが、本指針が策定された当初の
広域化の実現の期限としていた平成二十四年度末に
は平成十八年四月から更に二十七本部が減少し、消
防本部数は七百八十四本部となり、平成二十五年に
改正された本指針の新たな推進期限としていた平成
三十年四月一日には更に五十六本部が減少し、消防
本部数は七百二十八本部となったところである。広
域化を行った消防本部においては、人員配備の効率
化と充実、消防体制の基盤の強化を通じて住民サー
ビスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現
象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所
の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本
部と市町村との関係の希薄化といった事実は認めら
れない。

このように、広域化した消防本部においては、広
域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的
には、管轄人口十未満の小規模な消防本部（以下
「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約
六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはい
えず、克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初め
て減少に転じ、既に人口減少社会が到来している。
これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も
減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、
生産年齢人口の減少を通じて財政面の制約もより厳
しくなるものと考えられる。また、消防本部ととも
に地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の
問題も更に懸念される状況にある。また、人口減少
により低密度化が進んでいるが、消防活動として
必要な署所等の数は大きくは変化しないものと考え
られ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴
う可能性も高い。このような人口動態等による影響
は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えら
れる。

さらに、高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の

増加により予防業務の重要性がより一層増している
ほか、救急需要が拡大しており、特にこうした面では、
消防力の強化をしていかなければならない。

また、消防庁告示第一号）及び消防水利の基準（平成
十二年消防庁告示第七号）に規定する消防力に
対する整備率を見ると、平成二十七年四月一日現在、
消防職員については七十七・四％、消防水利につい
ては七十三・六％にとどまっているなど、依然とし
て整備率が低いものがある。とりわけ、小規模消防
本部においては、大規模な消防本部よりも整備率が
低い傾向にあり、例えば、消防職員については、管
轄人口三十万以上の消防本部が八十七・〇％である
一方、小規模消防本部においては、六十六・一％に
とどまっている。そのほか、はしご車、化学消防車、
救助工作車、消防水利等についても、消防本部の規
模による顕著な差が見られる。

さらに、昨今注目されている、消防本部における
ハラスメント等への対応や女性活躍を推進するとい
う観点でも、組織管理体制の基盤の強化が重要な課
題となっている。

加えて、近年の東日本大震災での教訓や自然災害
の多発、大規模市街地火災等の発生、また、今後の
災害リスクの高まりも指摘される状況が踏まえて
も、広域化による小規模消防本部の解消が重要であ
る。

以上のことから、国、都道府県及び市町村が一体
となり、消防力の維持・強化に当たって最も有効な
消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化
を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫
緊の最重要課題となっている。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次
の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備
及び確立を図ることを旨として、行われなければならない
対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする。又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれ方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

3 平成三十年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、平成三十年四月一日に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によって左右される面があるものと考えられる。また、本指針一、1でも述べたように、平成十八年からの広域化の継続した推進により、気運の高い地域等において、広域化は一定程度進み、成果が現れているが、依然として、広域化の必要性が高い小規模消防本部が残されている。

まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要である。特に小規模消防本部については、今後のあり方を抜本的に議論する必要がある。

また、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割が特に重要である。平成二十年及び平成二十一年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務と傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務が都道府県の事務に追加されたことから明らかなように、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成十八年以降の十年以上にわたる取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、推進計画を再

策定する必要がある。その際、都道府県は、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論していく必要がある。

なお、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、5に掲げる各都道府県における措置を重点的に実施する地域（以下「消防広域化重点地域」という。）については、これまで以上に積極的に指定し、広域化を推進するものとする。

あわせて、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと（以下「消防の連携・協力」という。）についても、推進していくものとし、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。

4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

本指針一、3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

(1) 消防広域化推進本部の設置
消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

(2) 広報及び普及啓発
市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

(3) 都道府県及び市町村に対する情報提供
広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。

(4) 相談体制の確保充実

広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体的な相

(5) 談に積極的に応じる。
① 財政措置

① 広域化関連事業

都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費について所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合（以下「組合」という。）で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、消防広域化重点地域に対するものに重点化して行うこととしている。

(i) 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この①において「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

(ii) 市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増改築（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものについては、新築を含む。）であつて、当該広域化後十年以内完了するものを含み、平成十八年の消防組織

- 法の改正に基づいて平成三十年四月一日までに広域化した消防本部にあっては平成四十年四月一日までに完了するもの。(iii)において同じ。)に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (iii) 市町村の消防の広域化(平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。)に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するため必要となる改築等であつて、当該広域化後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (iv) 市町村の消防の広域化に伴う消防本部庁舎の整備に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。
- (v) 消防通信・指令施設(消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター)の整備に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (vi) 市町村の消防の広域化(平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。)に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備事業であつて、当該広域化後五年度以内に完了するもの(ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成三十年四月一日までに広域化した消防本部にあっては平成三十五年四月一日までに完了するもの。)に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (vii) 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たつて、特別の配慮をするものとする。
- 連携・協力関連事業
- 組合で消防の連携・協力を行う市町村の加入するもの又は消防の連携・協力を行う市町村(以下「連携・協力実施市町村等」という。)に對して、当該連携・協力実施市町村等が消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画(以下「連携・協力実施計画」という。)を達成するために行う事業のうち特に消防の広域化につなげる効果が高いものに要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

- (i) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの新築・増改築であつて、平成三十六年四月一日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (ii) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備であつて、平成三十六年四月一日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (iii) 消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たつて、特別の配慮をするものとする。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

- 1 推進計画の策定
- 都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めるよう努めることとされている推進計画には、おおむね次のような事項を定めることとなる。

- (1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ① 次のような事項に留意して定めること。
- ② 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
- ③ 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
- ④ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。
- (2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- ① 次のような事項に留意して定めること。
- ② 広域化を推進するに当たっては、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考へることが必要であるため、都道府県が市町村に對し、当該分析・検討を行うために積極的な助言・支援を行う必要があること。
- (3) 市町村の分析・検討を踏まえた上で、消防組織法が改正された平成十八年以降の約十年間にわたる、推進計画に対する広域化の進捗、広域化消防本部の効果、各都道府県における消防需要の動向等を振り返り、消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況などの市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏まえ、おおむね十年後の消防体制の姿を見通す必要があること。
- (4) 広域化対象市町村の組合せ
- ① 本指針三、二に基づき定めること。
- ② なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指針三、三に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合については、本指針三、三によること。
- ③ また、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村(以下「連携・協力対象市町村」という。)についても、本指針三、四に基づき定めること。
- (5) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するため必要な措置に関する事項
- ① 本指針三、五に基づき定めること。
- ② 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ③ 本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を

勘案して定めること。
(6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

2 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。現行の推進計画において、一の都道府県全体を一つの単位とした区域（以下「全県一区」という。）での広域化を規定した都道府県が一定数あるが、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとられず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。

しかしながら、本指針一、1でも述べたように、消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となつていくことに鑑み、小規模消防本部及び消防吏員数が百

3

(1) 消防広域化重点地域の指定等

人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。とりわけ、消防吏員数が五十人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）については、原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。

以上のことを踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね十年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする。その際、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとする。

(2) 非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

十分な消防広域化重点地域の指定の趣旨

市町村等を消防広域化重点地域に指定し、他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に広域化を推進することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するものとする。

(2) 都道府県知事による消防広域化重点地域の指定及び公表等

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを消防広域化重点地域として指定することができる。

① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

② 広域化の気運が高い地域

なお、推進期限である平成三十六年四月一日までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、具体的に、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましい。

(iii)(ii)(i) 特定小規模消防本部
非常備市町村

広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていらない消防本部

消防広域化重点地域に指定しようとするときは、

消防広域化重点地域に指定しようとするときは、

4

(1) 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、消防広域化重点地域の指定を行ったときはその旨を、当該消防広域化重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

(3) 関係市町村の意見の聴取等

消防広域化重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。

また、消防広域化重点地域に指定された市町村以外の市町村から消防広域化重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする消防広域化重点地域の指定等に努めるものとする。

(4) 消防広域化重点地域の指定の変更

(2)及び(3)は、消防広域化重点地域の指定の変更について準用する。

(2) 消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策であるが、消防の広域化の実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防の広域化につなげるべく、消防の連携・協力を進める必要がある。

推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方

連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の広域化と同様に地域の事情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県において、広い視野で検討することが必要である。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、高機能消防指令センターの共同運用、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられる。

(3) 高機能消防指令センターの共同運用

高機能消防指令センターを共同運用することにより、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができるとに加え、災害情報を一元的に把握

し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。また、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能である。

さらには、人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きい。

以上のことから、高機能消防指令センターの共同運用については、広域化の推進と併せて、積極的に検討する必要がある。

都道府県においては、上記のことを十分に認識した上で、まずは市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、高機能消防指令センターの共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

なお、高機能消防指令センターを共同運用する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいくほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区とする必要がある。また、既に高機能消防指令センターを共同運用している地域にあつては、上記のような高度な運用により、その効果を最大限に生かすことが望ましい。

5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

- ① 具体的には、広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に組合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

- (1) 組合の方式による場合
- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速

な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防の一元的な連絡調整
 - ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
 - ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
 - ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
- 以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に

応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2

防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託

② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置

③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等

④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流

⑤ 総合的な合同防災訓練の実施

⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に
応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3

推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

徳島県消防広域化推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条第1項に基づく自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下「広域化推進計画」という。）を策定するため、徳島県消防広域化推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、広域化推進計画を策定するに当たって、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- (2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- (3) 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組み合わせ
- (4) 前号の組み合わせに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- (5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- (6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- (7) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱する別表の委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を総括する。

(任期)

第5条 委員の任期は、広域化推進計画の策定までの期間とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、危機管理部消防保安課において処理する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

この要綱は、広域化推進計画の策定をもって、その効力を失う。

徳島県消防広域化推進計画検討委員会 委員名簿

(五十音順)

No.	委員氏名	所 属 等	備考
1	青 木 圭 子	一般社団法人徳島県医師会 徳島県医師国保組合事務長	
2	岩 浅 嘉 仁	阿南市長	
3	遠 藤 彰 良	徳島市長	
4	川 原 和 秀	阿南市消防本部消防長	
5	小 池 和 成	徳島市消防局長	
6	小 田 切 康 彦	徳島大学准教授	
7	小 谷 憲 市	徳島県自主防災組織連絡会会長	
8	後 藤 正 和	神山町長	
9	住 友 正 吉	徳島中央広域連合消防本部消防長	
10	中 野 晋	徳島大学教授	
11	乃 一 一 夫	公益財団法人徳島県消防協会会長	
12	藤 田 元 治	美馬市長	
13	松 村 豊 大	徳島文理大学教授	
14	矢 野 壽 美 子	徳島県婦人防火クラブ連合会会長	

